

2018年度①

刑 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

Ⅰ 以下の事例における甲・乙・丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

宗教団体A教団の元信者甲は、教団施設に収容されている母親Bを連れ出す目的で、同じく元信者で教団に批判的なCと共に教団施設に忍び込んだが、発見され2人とも捕縛された。教祖の乙は、かねてからCを不快に思っていたので、この機会に、甲にCを殺害させようと考え、甲に対して「お前は返してやるが、条件がある。ここでCを殺せ。もしできないというのなら、お前をここで撃ち殺す」と言い、拳銃を向けて殺害を強要した。甲は、Cを殺害する以外に生きてここから逃れることはできないと考え、渡されたロープをCの頸部に巻き付けて強く引いた。その時、事態を聞きつけたCの友人丙が、秘かに侵入してきて、甲および乙の不意を突き、殴打して傷害を負わせたうえ、Cを救出して逃げた。

Ⅱ 以下の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、勤務先会社の同僚乙に、「クレジットカードを貸してくれないか。そのクレジットカードで10万円の腕時計を買いたい。使った分の金は次の給料で支払うし、その腕時計を買うほかには絶対使わない。」と頼んだ。乙は、甲の言うことを信じ、甲に対して、B信販会社が発行した乙名義のクレジットカード（以下、「本件クレジットカード」と呼ぶ。）を、10万円の腕時計を購入するためだけに利用することを条件として貸すことにした。

しかし、甲は、時計店を訪れた際、購入を予定していた腕時計のほかに、新たに見つけた販売価格50万円の腕時計をも、交際相手へプレゼントするために購入したいと考え、同時計店の店主Aに対して、本件クレジットカードでの購入を申し込み、売上票用紙の「ご署名（自署）」欄に乙の名前をボールペンで記入して手渡した。Aは、その署名を確認し、甲が乙本人であると信じ、甲に対して、2個の腕時計を合計60万円で売却した。

なお、本件クレジットカードの裏面には、「このカードの所有権は当社にあり、他に貸与・質入れ・譲渡することはできません。」という記載があった。